

第三十七条第二項中「次の」を「灯光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第三十七条の二第二項中「次の」を「灯光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「前項に掲げた」を「その」に、「次の」を「取付位置、取付方法等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削る。

第三十七条の三第二項中「次の」を「灯光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第三十七条の四第二項中「次の」を「灯光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「前項に掲げた」を「その」に、「次の」を「取付位置、取付方法等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削る。

第三十八条第一項中「次の基準に適合する」を削り、同条第二項中「前項に掲げた」を「その」に、「次の」を「取付位置、取付方法等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 後部反射器は、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

第三十八条の二第二項中「車両総重量」を「車両総重量」に改め、「次の基準に適合する」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「前項に掲げた」を「その」に、「次の」を「取付位置、取付方法等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 大型後部反射器は、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

第三十九条第二項中「次の」を「灯光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第三十九条の二第二項中「自動車」を「専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの」に、「備えることができる」を「備えなければならない」に改め、同条第二項中「次の」を「灯光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「前項に掲げた」を「その」に、「次の」を「取付位置、取付方法等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削る。

第四十条第二項中「次の」を「灯光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第四十一条第一項中「には、次に掲げるところにより」を「次の各号に掲げる自動車を除く。」には「に」に改め、同項各号を次のように改める。

一 最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車であつて長さが六メートル未満のもの（かじ取ハンドルの中心から自動車の最外側までの距離が六百五十ミリメートル未満であり、かつ、運転者席が車室内にないものに限る。）

二 牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さが六メートル未満となる被牽引自動車

第四十一条第二項中「次の」を「灯光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第四十一条第四項を削る。

第四十一条の二第二項中「方向指示器と連動して点滅する」を削り、同条第二項中「前条第二項第二号並びに第三項第二号 第五号及び第六号の基準に準じた」を「灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合する」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第四十一条の三第二項及び第三項を次のように改める。

2 非常点滅表示灯は、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第四十二条を次のように改める。

（その他の灯火等の制限）

第四十二条 自動車には、第三十二条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

第四十四条第二項中「、第六十四条の二及び第六十七条の二第三十四項」を「及び第六十四条の二」に改める。

第五十条第一項中「外、左の」を「ほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し告示で定める」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第六十一条第一項中「（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、次の基準に適合する」を「（付随車を除く。）には、走行中の原動機付自転車の減速及び停止等に係る制動性能に関し告示で定める基準に適合する独立に作用する」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「けん引する」を「牽引する」に、「次の」を「走行中の原動機付自転車の減速及び停止等に係る制動性能に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「けん引する」を「牽引する」に、「前項各号」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十二条の三及び第六十二条の四を次のように改める。

（尾灯）

第六十二条の三 原動機付自転車（最高速度二十キロメートル毎時未満のものを除く。以下この条、第六十二条の四、第六十三条の二及び第六十五条の二において同じ。）の後面には、尾灯を備えなければならない。

2 尾灯は、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第六十二条の四 原動機付自転車の後面には、制動灯を備えなければならない。

2 制動灯は、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。